

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 山北町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	84.9%
全職員	68.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	97.1%
本庁課長補佐相当職	102.9%
本庁係長相当職	96.0%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %
31～35年	93.7%
26～30年	92.1%
21～25年	96.0%
16～20年	92.7%
11～15年	71.9%
6～10年	101.8%
1～5年	94.7%

【説明欄】

- ・任期が6箇月未満のパートタイム会計年度任用職員については、算定の対象外としています。
- ・週の所定勤務時間が20時間未満のパートタイム会計年度任用職員については、職員数を1/2人として換算しています。
- ・男女両方又はどちらかに該当職員がいない場合は、「—」を記載しています。

※ 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。